

応急手当普及員講習会のご案内

国頭地区行政事務組合消防本部

1. 応急手当普及員とは

主として自身が所属する事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法や AED の取り扱い方法など）の指導を行う者として、国頭地区消防本部の消防長が認定した方をいいます。応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、応急手当講習を開催することができます。また、国頭地区消防本部の消防長が交付する普通救命講習修了証などを応急手当普及員名で交付することができます。

応急手当普及員資格の有効期限は 3 年です。資格の継続を希望する場合は、取得 3 年後までに再講習(3 時間)の受講が必要となります。

👍 メリットとして、応急手当普及員が職場にいて、消防職員がいなくてもいつでも独自で救急講習会を職場で行うことができます。

2. 受講対象者

国頭村・大宜味村・東村内の事業所・自主防災組織に所属する者で当該事業所等において応急手当講習の開催を目指される方。

3. 講習内容

- (1) 救命に必要な応急手当（心肺蘇生法・AED の取り扱い・気道異物除去法・止血法）の基礎実技・指導要領
- (2) その他の応急手当（傷病者管理法・外傷の手当要領・搬送法）の基礎実技
- (3) 基礎医学（解剖・生理学・感染防止）・資器材の取り扱い要領・指導技法
- (4) 心肺蘇生法に関する筆記・実技試験

4. 日程

令和 6 年 12 月 4 日(水) 9:00~17:00

令和 6 年 12 月 5 日(木) 9:00~17:00

令和 6 年 12 月 6 日(金) 9:00~17:00

※3 日間全て受講できる方が対象

5. 場所

国頭地区消防本部 消防署 会議室(2 階)

6. 定員

12 名(受講人数については募集受付終了後、決定しご連絡いたします。)

7. 申し込み方法

別紙、申し込み用紙に参加希望される方の氏名、年齢をご記入の上、国頭地区消防警防課に提出 (mail 又は FAX)

8. 当日の持ち物

・筆記用具 ・昼食(弁当持参・外に食事しに行くのも可)

9. 服装

動きやすい服装(スカート不可)

10. お問い合わせ先

国頭地区消防本部 警防課

電話番号 0980-41-5700 FAX 0980-41-2915

Mail:kunigani.R02.lease3@outlook.jp